

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（平26農水令58・全改、平30農水令14・令元農水令10・令2農水令57・令2農水令83・一部改正）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業廃止（ <small>（休止）</small> <small>（再開）</small> ）届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	住所
	氏名（ <small>（法人にあっては、名）</small> <small>（称及び代表者の氏名）</small> ）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第1項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業の廃止（ <small>（休止）</small> <small>（再開）</small> ）を下記のとおり届け出ます。	
記	
許可年月日及び許可番号	
1	事業を廃止（ <small>（休止）</small> <small>（再開）</small> ）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
2	事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
3	参考事項

（日本産業規格 A 4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業廃止（ <small>休止</small> <small>再開</small> ）	
届出書	
	年 月 日
農林水産大臣 殿	住所
	氏名（ <small>法人にあっては、名</small> <small>称及び代表者の氏名</small> ）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第1項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業の廃止（ <small>休止</small> <small>再開</small> ）を下記のとおり届け出ます。	
記	
許可年月日及び許可番号	
1	事業を廃止（ <small>休止</small> <small>再開</small> ）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
2	事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
3	参考事項

（日本産業規格 A 4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。

(三) 再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造販売業廃止（ <small>（休止） 再開</small> ）届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	住所
	氏名（ <small>（法人にあっては、名） 称及び代表者の氏名</small> ）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第1項の規定により動物用再生医療等製品製造販売業の廃止（ <small>（休止） 再開</small> ）を下記のとおり届け出ます。	
記	
許可年月日及び許可番号	
1	事業を廃止（ <small>（休止） 再開</small> ）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
2	事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
3	参考事項

（日本産業規格 A 4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。